

2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫

計画に位置づけた取組の実施に当たっては、それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。

具体的には、デジタル化の進展や、感染症対策としての「新しい生活様式」の普及・定着も踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に採り入れることを、取組ごとに検討します。



ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

参考資料

岡山県環境基本条例	制定	平成 8 年 10 月 (1996)	
	施行	平成 9 年 4 月 (1997)	
岡山県環境基本計画 エコビジョン 2010	策定	平成 10 年 3 月 (1998)	
	改訂	平成 15 年 3 月 (2003)	
新岡山県環境基本計画 エコビジョン 2020	策定	平成 20 年 2 月 (2008)	※ 2010年10月 愛知目標 採択 (P15,P25)
	改訂	平成 25 年 2 月 (2013)	
	一部修正	平成 26 年 2 月 (2014)	2015年12月 パリ協定 採択 (P14,P22)
	2次改訂	平成 29 年 2 月 (2017)	2018年4月 第5次環境基本計画 策定 (P12) 2019年6月 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 合意 (P16)
岡山県環境基本計画 エコビジョン 2040	策定	令和 3 年 2 月 (2021)	2030年 SDGs 目標年 (P17,P98) 2050年 温室効果ガス排出 実質ゼロ目標年 (P27,P29)
		令和 22 年 (2040)	

※世界的な目標や国の計画等（本編に記述しているもの）を記しています。（〈 〉）は掲載ページ

岡山県環境審議会の開催状況等

開催日等	事項	内容
令和元(2019)年 12月13日	岡山県環境審議会への諮問	県から岡山県環境審議会に対し、次期岡山県環境基本計画の策定について諮問
令和2(2020)年 1月10日	岡山県環境審議会政策部会(令和元年度第2回)	策定方針について審議
5月	環境に関する県民等意識調査	県民2,500名・事業所500社に対し、環境に関するアンケート調査を実施
8月3日	岡山大学エコミーティング	岡山大学の学生から意見聴取
8月13日	県大エコミーティング①	岡山県立大学の学生から意見聴取
8月19日	県民の意見を聴く会(美作県民局管内)	県民・事業者から意見聴取
8月21日	県大エコミーティング②	岡山県立大学の学生から意見聴取
8月25日	県民の意見を聴く会(備中県民局管内)	県民・事業者から意見聴取
8月27日	県民の意見を聴く会(備前県民局管内)	県民・事業者から意見聴取
9月4日	岡山県環境審議会政策部会(令和2年度第1回)	骨子案について審議
9月28日	企業から意見聴取	倉敷市内の企業から意見聴取
11月2日	岡山県環境審議会政策部会(令和2年度第2回)	素案について審議
11月20日~12月19日	パブリック・コメント	素案についてパブリック・コメントを実施
令和3(2021)年 1月20日	岡山県環境審議会政策部会(令和2年度第3回)	修正案について審議
2月5日	岡山県環境審議会から答申	岡山県環境審議会から県に対し、次期岡山県環境基本計画の策定について答申
2月8日	計画策定	岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)を正式決定
2月22日	県議会2月定例会に報告	県の基本的な計画として、策定したことを報告
3月	策定公表	冊子・概要版により改めて公表

環境保全に関する個別の条例・計画

<p>基本目標Ⅰ 気候変動対策(緩和・適応)の推進</p> <p>条例 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例</p> <p>計画 岡山県地球温暖化防止行動計画</p>	<p>基本目標Ⅱ 循環型社会の形成</p> <p>条例 岡山県循環型社会形成推進条例</p> <p>計画 岡山県廃棄物処理計画 *食品ロス削減推進方針を含む 岡山県災害廃棄物処理計画 岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画 岡山県分別収集促進計画 岡山県PCB廃棄物処理計画</p>
<p>基本目標Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出</p> <p>条例 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 岡山県児島湖環境保全条例 岡山県自然海浜保全地区条例 岡山県公害紛争処理条例</p> <p>計画 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画 児島湖に係る湖沼水質保全計画 岡山県水質総量削減計画 グリーンライフ100構想</p>	<p>基本目標Ⅳ 自然と共生した社会の形成</p> <p>条例 岡山県立自然公園条例 岡山県自然保護条例 岡山県希少野生動植物保護条例</p> <p>計画 岡山県自然保護基本計画 第一種特定鳥獣保護計画 第二種特定鳥獣管理計画 岡山県鳥獣保護管理事業計画</p>
<p>横断的な視点Ⅰ 環境の未来を支える担い手づくり</p> <p>条例 岡山県景観条例 岡山県快適な環境の確保に関する条例</p> <p>計画 晴れの国おかやま景観計画</p>	<p>横断的な視点Ⅱ 環境の未来を創る経済振興</p> <p>条例 岡山県環境影響評価等に関する条例</p>

本計画に掲載されている用語のうち、わかりにくい用語などについて、詳しく解説しています。

数字

●30・10運動(サンマルイチマルウンドウ) (30ページ)

食品ロス削減に向けた取組の一つで、会食時の最初の30分、最後の10分は料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。平成23(2011)年に長野県松本市が提唱し、現在類似の運動を含めて、多くの自治体に広がっている。

●3R(スリーアール) (24,30,37,49,50,51,54ページ)

廃棄物の発生抑制(リデュース、Reduce)、再使用(リユース、Reuse)、再生利用(リサイクル、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11(1999)年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。

A

●AI(エーアイ) (26ページ)

人工知能(Artificial Intelligence)の略。大量のデータに対して、人間のように言葉の理解や問題解決などを行うコンピュータシステム(このほかにも、AIには様々な定義がある。)

B

●BEMS(ベムス) (43ページ)

ビル・エネルギー管理システム(Building Energy Management System)の略。業務用ビルや工場、地域冷暖房といったエネルギー設備全体の省エネ監視・省エネ制御を自動化・一元化するシステム。これにより建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、その時々々の需要予測に基づいた最適な運転計画をすばやく立案、実行でき、きめ細かな監視制御によって、人手をかけることなく、建物全体のエネルギー消費を最小化できる。

C

●COD(シーオーディー) (56ページ)

化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンによる影響等があるため、BODではなくCODが用いられる。

●COOL CHOICE(クール チョイス) (29,44ページ)

令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

●COP(コップ) (14,15,25ページ)

条約における締約国会議(Conference of the Parties)の略。気候変動枠組条約や生物多様性条約などの会議があり、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。

●COP(コップ) 15 (15ページ)

生物多様性条約第15回締約国会議。令和2(2020)年10月に中国・昆明での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期された。

●COP(コップ) 26 (14ページ)

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議の略。締約国会議は例年11月に開催されているが、令和2(2020)年11月にイギリスでの開催が予定されていたCOP26は、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期された。

E

●ESG投資(イーエスジートウシ) (18ページ)

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)要素も考慮した投資のこと。気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会(オポチュニティ)を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標(SDGs)と合わせて注目されている。

●EV・PHEV・FCV (イービー・ピーエイチイービー・エフシービー) (45,70ページ)

「EV」は電気自動車(Electric Vehicle)の略。「PHEV」はプラグインハイブリッド車(Plug-in Hybrid Electric Vehicle)の略で、家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド車。「FCV」は燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle)の略で、水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を動力源とする自動車。

G

●G20(ジートウエンティ) (16ページ)

金融・世界経済に関する首脳会合(Group of Twenty)の略。G7(フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ)に加え、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、EUを含めた20か国・地域を示す。世界の国内総生産(GDP)の8割以上を占める国々の首脳が参加し、世界経済や地球規模課題などの議論を行い、包摂性のある持続可能な世界を実現することを目指している。

H

●HEMS(ヘムズ) (43ページ)

家庭用のエネルギー管理システム(Home Energy Management System)の略。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化し自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。

I

●IoT(アイオーティー) (26ページ)

モノのインターネット(Internet of Things)の略。自動車や家電製品など、様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換を行うこと。

●ISO14001 (アイエスオーイチマンヨンセンイチ) (71,73ページ)

ISO(国際標準化機構、International Organization for Standardization)の環境マネジメントシステム規格。Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認・評価)、Action(見直し)といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

L

●LED(エルイーディー) (43,45ページ)

発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が長く寿命という特長がある。

N

●NPO(エヌピーオー) (33,36,42,67,76ページ)

非営利組織(Non Profit Organization)の略。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国または都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。

P

●PCB(ピーシービー) (52ページ)

ポリ塩化ジフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl)の略。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油や感圧複写紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43(1968)年にPCBの混入した米ぬか油が原因で健康被害(カネミ油症事件)が発生し大きな社会問題となったことなどから、昭和49(1974)年には製造・輸入が禁止された。PCB廃棄物の処理施設の設置が進まなかったこ

とから、PCB廃棄物が各事業者等によって長期間にわたり保管されていたが、平成13(2001)年に施行されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国5か所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。

●pH(ピーエイチ)

〈56ページ〉

溶液中の水素イオン濃度の表し方の一つ。水素イオンのモル濃度の逆数の常用対数として定義される。酸性でpH<7、中性でpH=7、アルカリ性ではpH>7の値を示す。

●ppm(ピーピーエム)

〈15ページ〉

百万分率(parts per million)の略。微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合、1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度が1ppmである。

S

●Society5.0(ソサイエティゴーテンゼロ)

〈26ページ〉

狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

Z

●ZEB(ゼブ)

〈43ページ〉

Net Zero Energy Buildingの略。できる限りの省エネルギーと再生可能エネルギーの導入(エネルギーを創ること)により、年間で消費するエネルギー量が正味でゼロとなる建築物。

ア行

●アースキーパーメンバーシップ

〈29,44,48ページ〉

地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を実行する県民・事業者を、会員(地球(アース)を守る人(キーパー))として募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14(2002)年9月に県が創設した制度。

●愛知目標

〈15,25ページ〉

平成22(2010)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において採択された生物多様性の保全に向けた世界目標。各国が取り組む世界目標として20項目が合意された。

●アイドリング

〈44,48ページ〉

駐車中にエンジンを動かしたままにすること。自動車は停止しているときでもエンジンが稼働状態であれば排出ガスを出すことから、騒音、大気汚染物質、温室効果ガスなどを発生する。

●アスベスト

〈31,38,55,59ページ〉

石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車等多くの用途で使用されてきた。

しかし、発がん性物質であることから、平成17(2005)年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18(2006)年9月から原則全面使用禁止となった。一部の古い建築物等に残っているものがあるため、その除去や処理の方法について大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。

●アダプト

〈66ページ〉

住民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子とみなし、定期的に清掃や美化活動を行うもの。

●アマモ場

〈57ページ〉

アマモ(海の中に生えている海草の一種)がたくさん生えている場所。小型生物の生息場、魚類の餌場等となる。

●硫黄酸化物(SOx)

〈31ページ〉

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。

ている。大気汚染防止法では、排出基準や総量規制基準が定められている。

●一般廃棄物

〈30,50,52ページ〉

家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

●ウォームビズ

〈29,44ページ〉

暖房時の室温を20℃以下にした場合でも、様々な工夫により快適に過ごすことができるビジネススタイル・ライフスタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

●栄養塩

〈31,57ページ〉

窒素やリンなどの塩類のことで、植物プランクトンや水草が利用し、それらを動物プランクトンや魚などが食べている。海に流れ込む栄養塩が多いと赤潮や貧酸素化といった水質汚濁を引き起こし、逆に少なすぎると漁獲量の減少やノリの色落ちなどの原因になるとされている。

●エコアクション21

〈71,73ページ〉

ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める、国内認証の環境マネジメントシステム。

●エコタウン

〈51ページ〉

ゼロエミッションを基軸として、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする制度。

●エコツアー

〈33,63,67ページ〉

資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設、新エネルギー関連施設等の環境関連施設を実際に見学体験し、県民の環境保全意識の醸成を図ることを目的としたツアー。

●エコドライブ

〈29,44,48ページ〉

やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをやめたりして、燃料の節約に努める「環境に配慮した自動車運転」。

●エコパートナーシップおかやま

〈43,66,76ページ〉

岡山県地球温暖化防止行動計画に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的として設立。県を含め、77団体が参画している。

●おかやま移住候補地体感ツアー

〈63ページ〉

県外在住者を対象に、仕事や住まいの情報等を発信し、移住に向けた手伝いを行うツアー。

●おかやまCOOL CHOICE!宣言企業・団体

〈44ページ〉

「COOL CHOICE」に賛同し、積極的な取組を宣言する企業・団体。企業等の申込に基づき、県が登録する。

●岡山県環境審議会

〈76,77ページ〉

環境基本法に基づいて設置された審議会。学識経験者及び関係行政機関職員40名以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

●岡山県環境白書

〈77ページ〉

岡山県環境基本条例に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表するもの。

●岡山県グリーン調達ガイドライン

〈45,72ページ〉

県における環境負荷低減に資する製品・サービスの調達方針を定めたガイドライン。物品および役務の調達総量の削減、計画的な調達、ライフサイクルの考慮に努める。

●岡山県産業廃棄物処理税

〈30ページ〉

産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15(2003)年4月から導入した法定外目的税で、排出事業者又は中間処理業者(最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)を納税義務者として、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円の課税を行っている。税収は、循環型社会の構築を推進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つの用途を柱として各種事業に活用している。

●環境学習指導者 (67ページ)

地域の学校や公民館等が開催する環境学習出前講座において、講師となる人。環境学習協働推進広場において指導者登録する。

●環境基準 (31,55,57,58,59ページ)

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められている。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて、環境基本法に基づいて環境基準が定められている。

●環境基本計画推進連絡会議 (76ページ)

庁内各部局が相互に連携をとりながら、環境基本計画を総合的かつ計画的に推進していくための部局横断的な会議。

●環境経営 (33ページ)

企業が、環境保全の取組を経営戦略の一つに位置づけ、積極的に社会貢献することにより、企業成長につなげようとする経営。

●環境コミュニケーション (31,72ページ)

環境問題について、企業、住民、行政等の関係者の間で情報共有や対話を図ることにより、問題の未然防止や解決などに結びつけようとする。環境負荷や環境保全活動等に関する情報の一方的な提供ではなく、関係者の意見を聴き、討議することにより、持続可能な社会の構築に向けて関係者が互いにパートナーシップを確立するための試みとして実施されている。

●環境定期券 (44ページ)

土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための通勤定期券所持者への運賃割引制度。

排出量と計画に基づく取組の状況を県に報告し、県においてそれを公表するもの。岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく県の制度。

カ行

●外来生物 (62,65ページ)

人の手によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地でない地域に持ち込まれた生物。

●外来生物対策PR隊 (62ページ)

外来生物問題の普及啓発のため、市町村等と連携しながら講習会の開催、講師の派遣等に取り組んでいる。

●合併処理浄化槽 (56ページ)

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

●家庭用燃料電池 (43ページ)

都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーションシステム(熱電併給システム)。

●環境影響評価(環境アセスメント) (61,72ページ)

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

●環境学習協働推進広場 (67ページ)

環境保全活動に取り組むNPO等の団体や学校、企業等が集い、効果的な環境学習を協働して推進する場として、平成20(2008)年度に県が設置したもの。小学校等での環境学習出前講座や、参加団体相互の情報共有・意見交換等の活動を行っている。愛称は「かんきょうひろば」。

塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。

●汚濁負荷量 (56,57ページ)

河川や海域等に流入する有機物や窒素、リン等の汚濁物質の量。

「水質(汚濁物質の濃度)」×「水量」、「原単位(単位面積当たりの汚濁物質の排出量)」×「面積」などで算出される。

●温室効果ガス (22,27,28,29,37,43,46ページ)

太陽光により加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして定められている。

●温室効果ガス世界資料センター(WDCGG) (15ページ)

World Data Centre for Greenhouse Gases。世界気象機関(WMO)が設立した、全世界から報告される二酸化炭素やメタン等の各種温室効果ガス観測データを収集し、提供している世界で唯一の国際的な機関。データ解析も行い、その結果はCOP等へ提供、利用されている。

●温室効果ガス排出の実質ゼロ (14ページ)

人為的な温室効果ガスの排出量と、吸収源による温室効果ガスの吸収量の均衡を達成すること(温室効果ガスの排出そのものを抑制し、併せて、排出された温室効果ガスを森林などにより吸収・回収することで、その差し引きで実質的にゼロにすること)。カーボンニュートラルやゼロカーボン(カーボンゼロ)などと表現されることもある。

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (46ページ)

エネルギー使用量の多い県内事業者等が、温室効果ガスの排出削減計画を作成の上、年間の

●岡山県地球温暖化防止行動計画 (28,66ページ)

県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定しているもので、平成28(2016)年度に見直しを行い、令和12(2030)年度までを期間とする計画としている。なお、この計画(区域施策編)とともに、県自らの事務事業に関する削減計画(事務事業編)を別途策定している。

●岡山県廃棄物処理計画 (30ページ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県内の廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理の推進等に関し、目標の設定やその達成に向けた基本施策の方向性などを定めたもの。

●おかやま・もったいない運動 (30,49,54ページ)

平成18(2006)年度から、循環型社会の形成に向けた3R(スリーアール)(「ごみを減らす(リデュース)」、「再使用する(リユース)」、「再生利用する(リサイクル)」)の取組を全県的に推進するため、実施している運動。

●おかやま森づくりサポートセンター (46ページ)

県民が育て楽しむ森づくりを推進することを目的に平成24(2012)年度に設立。森づくりに関する情報提供や相談窓口、研修会の開催等を行い、県民等の森づくり活動への参加の支援を行っている。

●汚水処理人口普及率 (56ページ)

下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設をどれだけの人々が利用可能であるか、汚水処理施設の利用者を総人口で除した割合。

●オゾン層 (46ページ)

成層圏に存在するオゾン(O₃)の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解され

●光化学オキシダント (31,55ページ)

工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物等)が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。目や呼吸器の粘膜への刺激といった健康影響のほか、農作物などにも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

●公共交通利用の日 (44ページ)

毎月最終金曜日。公共交通の見直しと利用促進について県民に呼びかけている。岡山県では平成13(2001)年7月に、公共交通の重要性についての県民の再認識と利用意識の醸成を目的として「岡山県公共交通利用県民運動をすすめる会」を発足し、岡山県内における公共交通機関の利用促進を図るための広報・啓発活動を推進している。

●高度化光ビーコン (45ページ)

通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置で、通信容量の拡大に対応したもの。

●荒廃農地 (20ページ)

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

●国立公園 (57ページ)

日本の風景を代表する傑出した自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では、昭和9(1934)年3月に笠岡諸島などを含む備讃瀬戸が瀬戸内海国立公園に指定され、昭和25(1950)年以降に日生諸島等が編入した。大山隠岐国立公園には、昭和38(1963)年に蒜山地区が、平成14(2002)年に毛無地区がそれぞれ編入された。

●国立公園満喫プロジェクト (61ページ)

平成28(2016)年から、日本の国立公園を世

●クールビズ (29,44ページ)

冷房時の室温を28℃にした場合でも、様々な工夫により快適に過ごすことができるビジネススタイル・ライフスタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

●グリーンイベント (66,69ページ)

各種イベントのエコ化を推進するため、県が策定している「グリーンイベントガイドライン」に基づき、環境配慮に取り組むイベントを登録・公表する取組。

●グリーン購入 (71,72ページ)

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。

●グリーン調達 (33,71,72ページ)

国、地方公共団体、企業などが、製品や事務用品等を調達する際、グリーン購入を行うこと。平成12(2000)年5月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称:グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン調達が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度岡山県グリーン調達ガイドラインを策定し、グリーン調達を行っている。

●グリーンライフ100構想 (56ページ)

汚水処理施設整備率100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

●景観行政団体 (68,69ページ)

景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。

●間伐 (42,46,64,70ページ)

木々の健全な生長のため、森林の一部を伐採すること。間伐が適切に行われると、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂するため、多様な生物の生息を維持できたり、水源涵養機能や土砂流出防止機能が高くなる。また、間伐による森林の適切な整備を通じて森林による二酸化炭素の吸収量の確保が図られる。

●緩和 (22,29,41,42ページ)

再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素を吸収する森林の増加など、温室効果ガスの排出の抑制と吸収源向上のための取組。

●気候変動に関する政府間パネル(IPCC) (14ページ)

Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力のもと、昭和63(1988)年に設立された機関。CO₂等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成19(2007)年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。

●揮発性有機化合物 (55ページ)

VOC(Volatile Organic Compounds)とも呼ばれる。沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼンなどがある。揮発性有機化合物のうち、難分解性で、比重が水より重く、表面張力の小さい物質は、地下に浸透しやすく、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等で規制されている。

●吸収源 (29,42,46ページ)

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

●環境ビジネス (33ページ)

「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効活用」、「自然環境保全」に分類されるような、環境への負荷が少ない、または低減させるような製品やサービスの提供を行うビジネス。

●環境負荷低減条例 (55ページ)

正式名称は、岡山県環境への負荷の低減に関する条例。岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項が定められている。平成13(2001)年12月21日に公布され、平成14(2002)年4月1日から施行。

●環境放射線 (31,38,55,59ページ)

人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線源には、宇宙線、大地及び食物からの自然放射線と、エックス線利用、核実験及び原子力発電所などによる人工放射線の2通りがある。

●環境保全型農業 (33,71ページ)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

●環境マネジメントシステム (33,43,71,73ページ)

企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。

●環境用水 (31,56ページ)

水質、親水空間、生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水。児島湖においては、現在非かんがい期に農業用水利権の範囲で約60万m³/日の農業用水が旭川及び高梁川から導水されているが、これに加えて旭川から児島湖に環境用水を導入するためには国から環境用水利権を取得する必要がある。

界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図り、訪日外国人の利用増を目指す取組として実施。令和3(2021)年からは国内誘客の強化にも取り組む。

●固定価格買取制度 (29ページ)

再生可能エネルギー源(太陽光・風力・水力(3万kW未満)・地熱・バイオマス)を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。

●こどもエコクラブ (63,67ページ)

幼児(3歳)から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。

サ行

●災害廃棄物 (30,53ページ)

災害によって生じた廃棄物の総称。多様なものが一度に大量に発生し、被災地の早期復旧・復興の妨げになるため、処理主体である市町村が、適正かつ円滑・迅速に処理を行う必要がある。

●再生可能エネルギー (31ページ)

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然環境から持続的に得られるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

●栽培漁業 (57ページ)

生物を人為的な設備、環境下で育成した後、自然へ戻して、漁業の促進を図ること。

●里地・里山 (20,63ページ)

市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。

●産業廃棄物 (30,51,52ページ)

事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。

●産業廃棄物監視指導員 (53ページ)

県が産業廃棄物の不法投棄等の監視業務を行うため、各県民局及び地域事務所配置している職員。

●指針値 (59ページ)

環境目標値の一つとして環境中の有害物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。環境基本法に基づく環境基準とは性格及び位置付けが異なり、環境調査結果の評価に当たっての指標や事業者が排出抑制対策を行う際の指標としての機能を果たすことが期待される。

●自然公園 (32,38,61,63ページ)

昭和6(1931)年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32(1957)年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。

●自然保護推進員 (62ページ)

都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、自然保護の重要性を広く普及・啓発する役割を担う人として県が委嘱している。昭和56(1981)年度から設置している。

●自然保護センター (63,65ページ)

県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために、平成3(1991)年に県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成、調査研究などの活動を行っている。

●指定希少野生動植物 (62ページ)

県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると推定される動植物のこと。県内では、カワバタモロコ、ナガレタゴガエル、マルバノキ、ミズアオイ、エヒメアヤメ、サクラソウ、ミチノクフクジュソウを指定している。

●指定希少野生動植物保護巡視員 (62ページ)

岡山県希少野生動植物保護条例の規定に基づき、知事から委嘱され、同条例により指定された希少野生動植物の保護のため、必要な生息・生育地の巡視等の保護活動を行うボランティア。

●集落排水施設 (56ページ)

農業集落等におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

●主伐 (64ページ)

木材の利用期に達した森林の立木を、用材等で販売するために伐採し、伐採後に次代の後継樹の更新(再び立木地になること)を伴うもの。

●循環型産業クラスター (70ページ)

産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再利用等に関し、競争力のある産業や技術を核に、関連する様々な業種の企業とこれを支援する機関(大学、研究機関、産業支援機関等)が、ブドウの房のように近接しながら有機的なネットワークを形成し、競争力のある集団を形成している状態のこと。

●循環型産業クラスター形成促進事業 (70ページ)

産業廃棄物の資源としての利活用による新技術・新商品の開発に向けた企業間又は企業と研究者間のマッチングや、開発に必要な資金の補助を通じて、循環型社会の形成と環境産業の振興を目指す事業。

●循環型社会 (23,30,37,41,49,50,70,73ページ)

大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負

荷を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。

●循環資源 (30,49,51,73ページ)

廃棄物及び使用済製品や副産物等のうち有用なもの。

●小水力発電 (42ページ)

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が1,000キロワット以下のものをいう。

●食品ロス (30,37,49,54ページ)

まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいい、日本の食品廃棄物等が年間2,550万トンあるうち、食品ロスは612万トンと推計されている。(農林水産省及び環境省による平成29(2017)年度推計値)。事業活動に伴って発生する事業系食品ロスと、各家庭から発生する家庭系食品ロスの2種類に分けられる。

●新エネルギー (29,37,42,43,67,70ページ)

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。

●針広混交林 (46,64ページ)

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。樹齢や樹高が様々になることで下層植生が豊かになり、土壌の浸食を防ぐなどの効果が発揮される。間伐を繰り返し行い広葉樹を育成するなど、管理コストを低く誘導できる。

●単独処理浄化槽 〈56ページ〉

し尿だけを処理する浄化槽。汚泥除去効果が低い上、生活雑排水(台所・洗濯・風呂からの排水)を処理できないことから、平成13(2001)年以降新設は原則として禁止され、既に設置されているものの使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされた。

●地域課題解決ビジネス 〈66ページ〉

環境関連や子育て支援、まちづくりの推進、社会福祉関連、社会教育関連、地域活性化関連、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援などの地域の課題をビジネスの手法で解決する事業。

●地域気候変動適応計画 〈47ページ〉

気候変動適応法に基づき、地方公共団体がそれぞれの区域の特徴に応じた気候変動適応を推進するために策定または位置付けする計画。

●地球温暖化防止活動推進員 〈44ページ〉

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、住民への普及啓発など地域における地球温暖化防止活動の推進役として、都道府県知事等が委嘱するもの。県内では71名(令和2(2020)年4月1日現在)の方が推進員として活動している。

●地球温暖化防止活動推進センター 〈44ページ〉

地球温暖化の現状や対策の重要性に関する啓発・広報など温暖化防止の活動促進を担う。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事等が活動団体を指定できる。本県では、公益財団法人岡山県環境保全事業団を「岡山県地球温暖化防止活動推進センター」として指定しており、同センターでは、地球温暖化対策の普及啓発や広報活動、岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動支援等を行っている。

●窒素酸化物(NOx) 〈31,48ページ〉

物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車のエンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これが空気中でさらに酸化されて二酸化窒

●ゼロエミッション 〈71ページ〉

産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。

●ゼロカーボン宣言 〈29ページ〉

2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを旨とする宣言。

●総合特区 〈70ページ〉

地域の包括的・戦略的なチャレンジを規制の特例措置や税制・財政・金融措置で総合的に支援することを目的に、平成23(2011)年に制度創設された特別区域のこと。

タ行

●ダイオキシン類 〈38,55,59ページ〉

有機塩素化合物である「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)」の総称。物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質であり、高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。平成12(2000)年1月にダイオキシン類の排出規制等を目的としたダイオキシン類対策特別措置法が施行された。

●太陽熱利用システム 〈43ページ〉

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。主なものは太陽熱温水器。

●脱炭素社会 〈22,27,42,44ページ〉

地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

する方法。主に有機物で汚濁した汚水の処理に使われる。

●生物多様性 〈15,18,20,25,26,32,38,47ページ〉

すべての生物の様々な個性と繋がりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。

●生物多様性条約 〈15,25ページ〉

世界全体で生物多様性の保全の問題に取り組むことを目的とする国際条約(平成5(1993)年発効)。

●生物多様性戦略計画2011-2020 〈15ページ〉

生物多様性条約に規定されている生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家的な戦略あるいは計画。

●生分解性プラスチック 〈24ページ〉

使用するときには従来のプラスチック同様の性状と機能を維持しつつ、使用後は自然界の微生物などの働きによって生分解され、最終的には水と二酸化炭素に完全に分解されるプラスチック。

●世界気象機関(WMO) 〈15ページ〉

World Meteorological Organization。1951年に国連の専門機関となり、気象、気候、水に関する権威のある科学情報を提供する。

●世界経済フォーラム 〈18ページ〉

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。

●セルロースナノファイバー 〈70ページ〉

木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ(1mmの百万分の1)にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。

●森林の持つ公益的機能 〈46,64ページ〉

森林の持つ、生物多様性の保全、地球環境の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの多くの機能のこと。

●スーパーエンパイロメントハイスクール 〈67ページ〉

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして県から指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。

●スクラブ製品 〈24ページ〉

細かな粒子(マイクロビーズ)を含んだ洗顔料、ハンドソープ、歯磨き粉などの洗浄製品。

●スマートコミュニティ 〈42ページ〉

一定の地域の中で、新エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入によって自立分散型のエネルギーシステムを構築し、エネルギーの自給や効率的なエネルギー利用を図るもの。

●スマート通勤おかやま 〈44ページ〉

自動車から排出されるCO₂の削減や交通渋滞の緩和のため、県内で働く人に徒歩や自転車、公共交通等を利用した通勤を呼びかける取組。国、県、岡山市、倉敷市が連携して取り組んでいる。

●生活排水 〈31,56,57ページ〉

調理、洗濯、入浴、し尿など日常生活に伴い排出される排水。生活排水のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。

●生態系 〈14,15,16,21,26,32,38,47,57,63ページ〉

ある空間に生きている生物(有機物)とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

●生物化学的処理 〈56ページ〉

微生物の代謝を利用し、汚水中の汚れを除去

素(NO₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NO_x)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を及ぼすだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

●中山間地域 (20,42ページ)

岡山県中山間地域の振興に関する基本条例に規定する「山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域」をいう。

●長距離自然歩道 (63ページ)

多くの人が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、あわせて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したもの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,300km。

●鳥獣保護管理員 (62ページ)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等を行う県の非常勤職員。

●鳥獣保護区 (62ページ)

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。鳥獣保護区では、すべての鳥獣の捕獲を禁止(許可を受けて捕獲する場合を除く。)している。

●鳥獣保護センター (62ページ)

傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2か所に設置されている。

●ディーゼル自動車 (55ページ)

燃料に軽油を使用するエンジンを持つ自動車。

●低公害車 (55ページ)

排ガスを出さないか、又は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて排ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。

●適応 (22,29,41,42,47ページ)

気候変動は避けられないものとして、自然生態系や人間社会・経済システムのあり方を調整することにより悪影響を軽減する、または好影響を増長させる取組。

●天敵 (71ページ)

害虫に寄生、又は捕食する生物のこと。

●特定建設資材廃棄物 (51ページ)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)で再資源化が義務づけられている、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材のこと。

●特定事業場 (56ページ)

有害物質や汚濁物質を含む汚水又は廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で規定されている施設(特定施設)を設置する工場・事業場。

ナ行

●二酸化炭素(CO₂) (14,15,22,28,48,73ページ)

炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO₂排出量も増加している。CO₂は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。

●人形峠環境技術センター (59ページ)

正式名称は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター。昭和32(1957)年に原子燃料公社人形峠出張所として開設し、平成13(2001)年までウランの採掘、製錬・転換及び濃縮の技術開発を行ってきたが、現

在は、使用してきた核燃料施設・設備の廃止措置の技術開発に取り組んでいる。

●ノーマイカーデー (44ページ)

一人ひとりがマイカーの使用を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関等の利用に転換する日。環境負荷の高いマイカーの使用を抑えることは、大気汚染や地球温暖化の防止に加え、省資源・省エネルギー対策につながる。県では、地球環境を守るための行政の率先行動の一つとして、ノーマイカーデー運動を実施している。

●野焼き (31,55,60ページ)

焼却設備を用いずに廃棄物を野外で焼却すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されている。

ハ行

●パーク・アンド・ライド (44ページ)

都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。交通渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減やCO₂排出量の削減といった効果が期待できる。

●ばい煙発生施設 (55ページ)

一定規模以上のボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉など32種類の施設がばい煙発生施設として大気汚染防止法で規定されている。施設の設置に際しては都道府県知事への届出が義務づけられており、硫黄酸化物、ばいじんなどの排出基準が設定されている。

●バイオマス (70ページ)

本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。

●排出抑制・資源化率 (30,50,51ページ)

$$\left(1 - \frac{\text{埋立処分量(t/年)}}{\text{平成17(2005)年度の排出量(t/年)}}\right) \times 100$$

この指標は本県独自のもので、分母を平成17(2005)年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするもの。

●花いっぱい活動 (53ページ)

プランターへの花植えなど、街を花で彩る地域の活動。

●パリ協定 (14,22ページ)

平成27(2015)年11月からフランス・パリで開催されたCOP21において、同年12月に採択され、平成28(2016)年11月に発効した。

●ヒートアイランド (46ページ)

都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。

●光害(ひかりがい) (68ページ)

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響を指す。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稻等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼすおそれがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。

●微小粒子状物質(PM2.5) (31,38,55,60ページ)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径2.5マイクロメートル以下のものをいう。1マイクロメートルは1mmの1000分の1。粒径が小さく呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が設定されている。

●不法投棄110番

〈53ページ〉

不法投棄等の早期発見・対応のため、県民からの通報を受ける窓口。

●プロジェクト推進会議

〈76ページ〉

岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」及び「ごみゼロ社会づくり」について、各主体が協力して取組を推進するため、関係者等により構成される会議。

●フロン類

〈46ページ〉

エアコンや冷蔵庫等の冷媒(エアコンや冷蔵庫等の内部を循環して熱を運ぶ物質)として多くの製品に使用されている炭素やフッ素等で構成される化合物。

●ベンゼン

〈59ページ〉

各種化学物質の製造原料などに使用されており、固定発生源(コークス炉、石油プラント等)から排出されるほか、自動車排ガスからも排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気汚染に係る環境基準は年平均値が0.003mg/m³以下、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は0.01mg/L以下と定められている。

マ行

●マイクロビーズ

〈24ページ〉

直径が0.5mm以下のプラスチック粒子。角質や汚れを除去する効果があるとされている。

●マイクロプラスチック

〈16,24,30ページ〉

ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で5mm以下まで細かくなったもので、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっている。人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。

●マイバッグ運動

〈30ページ〉

6月と11月にマイバッグの持参を呼びかける「おかやまマイバッグキャンペーン」、毎月10日に

マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする「岡山県統一ノーレジ袋デー」など、マイバッグの使用を推進する運動。

●身近な自然体験プログラム

〈63ページ〉

自然観察会、体験教室等の「自然環境」をテーマとして企画・立案された体験プログラム。

●みどりの少年隊

〈63,64ページ〉

次代を担う少年たちに緑の大切さを認識してもらい、地域の緑化の推進に貢献することを目的に結成された団体で、学校単位又は地域単位で構成されている。原則として4年生以上の小学生と中学生が隊員として活動している。

●緑の募金

〈64ページ〉

森林ボランティアやNPOなどを通じて国内外の森林づくりや人づくりの取組に使用される募金。

●木質バイオマス

〈33,42,70,71ページ〉

再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

●モニタリングポスト

〈59ページ〉

主に原子力施設周辺の環境モニタリングを実施するために設置された施設で、空間放射線量率のみを測定する施設をモニタリングポスト、放射性物質の濃度や気象データを測定する施設はモニタリングステーションと区分されている。

●藻場・干潟

〈26ページ〉

藻場とは海藻が茂る場所、干潟とは潮の干満により干出と水没を繰り返す平らな砂泥地のこと。藻場・干潟は、魚介類の成育や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。

かつては県内に広大に分布していたが、沿岸開発や水質汚濁により減少した。

ヤ行

●有害大気汚染物質

〈59ページ〉

大気汚染の原因となる物質のうち継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質であり、このうち健康リスクがある程度高いと考えられる22物質が「優先取組物質」として選定されている。現在、ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの4物質について環境基準が設定されているほか、ヒ素及びその化合物など10物質について、指針値が設定されている。

●遊漁

〈57ページ〉

海、河川及び湖沼などで、水生生物を捕獲する釣りや潮干狩りなどのこと。

●優良産廃処理業者認定制度

〈71,73ページ〉

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。

ラ行

●リサイクル関連法

〈50,51ページ〉

一般に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法、平成12(2000)年4月から完全施行)、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法、平成13(2001)年4月から完全施行)、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法、平成25(2013)年4月から施行)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法、平成14(2002)年5月から完全施行)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法、平成13(2001)年5月から完全施行)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法、平成17(2005)年1月から完全施行)の6つの法律をいう。

●利用間伐

〈64ページ〉

伐採した間伐材を搬出し、木材等に有効利用する間伐のこと。

●類型あてはめ

〈58ページ〉

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準が設定されていない。国において河川等の状況、騒音に係る地域の土地利用状況等に応じた類型別の基準が示されており、これに基づき都道府県が河川等や地域ごとに適切な基準をあてはめて指定している。

●レッドデータブック

〈62ページ〉

絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。昭和41(1966)年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元(1989)年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。県では県内の野生生物の現状について、平成10(1998)年度から平成14(2002)年度までの5か年計画で調査検討し、平成14(2002)年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに、改訂版として、平成21(2009)年度末には「岡山県版レッドデータブック2009」、令和元(2019)年度末には「岡山県版レッドデータブック2020」を発刊している。

●SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

●SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効利用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

●SDGsの特徴

前身のMDGs(Millennium Development Goals:ミレニアム開発目標)は主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。

しかしながら、これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地

方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

まさにSDGs達成のカギは、一人ひとりの行動に委ねられているのです。

●人間の安全保障との関連性

我が国は脆弱な立場にある一人ひとりに焦点を当てる「人間の安全保障」の考え方を国際社会で長年主導してきました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、こうした考え方とも一致するものです。

●SDGs達成に向けて

2019年9月に開催された「SDGsサミット」で、グテーレス国連事務総長は、「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030年までをSDGs達成に向けた『行動の10年』とする必要がある」とSDGsの進捗に危機感を表明しました。

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことからも明らかのように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。



持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



<p>1 貧困をなくそう</p> <p>目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>目標10【不平等】 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>目標13【気候変動】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	

基本目標 I 気候変動対策(緩和・適応)の推進

項目	重点プログラム	指標	現状 令和元(2019)年度	努力目標 令和6(2024)年度	本編 ページ
 <p>新エネルギーの導入推進</p>	太陽光発電の導入促進	県内に設置された太陽光発電総設備容量(メガワット、累計)	1,802	3,500	42
	木質バイオマスのエネルギー利用推進				
	情報の発信と地域資源を活かした取組の推進	新エネルギー関係セミナーへの参加者数(人、累計)	2,889	3,500	
	地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進	新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域の数(箇所、累計)	9	19	
 <p>省エネルギーの推進</p>	オフィスビル等の省エネルギー化の推進				43
	県有施設等の省エネルギー化の推進				
	省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大				
	省エネルギー型機器等の普及拡大	家庭用燃料電池の導入台数(台、累計)	2,096	2,600	
 <p>脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進</p>	アースキーパーメンバーシップ制度の推進	アースキーパーメンバーシップ会員数(人・事業所、累計)	13,537	16,000	44
	COOL CHOICE(賢い選択)の推進	おかやまCOOL CHOICE!宣言企業・団体数(件、累計)	272	300	
	エコドライブの推進	エコドライブ宣言者数(人、累計)	35,456	47,000	
	地球に優しい移動手段の選択				
 <p>環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進</p>	信号灯器のLED化の推進	信号灯器のLED化率(%)	67.1	87	45
	県公用車へのエコカーの率先導入				
	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及台数(台、累計)	5,797	8,600	
	道路交通の円滑化の推進	主要渋滞箇所数(箇所)	50	45	
		信号機の高性能化整備数(基、累計)	504	630	
		高度化光ビーコン整備数(基、累計)	569	790	
 <p>温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進</p>	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制	岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	3,281	2,895	46
	フロン類の排出抑制の推進				
	公益的機能を高めるための森林整備の推進				
	県民参加による森づくりの推進	森づくり活動への参加企業数(企業、累計)	26	28	
	都市緑化等の促進				
 <p>気候変動への適応</p>	適応計画の策定と推進				47
	適応の推進体制の整備				

(注)「項目」欄に、SDGsの17のゴールのうち関連するものをマークで示しています。(SDGsについてはP17、P98を参照)
SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であることから、本計画の取組との関連を示しているものです。

基本目標 II 循環型社会の形成

項目	重点プログラム	指標	現状 令和元(2019)年度	努力目標 令和6(2024)年度	本編 ページ
循環型社会実現に向けた意識改革と実践 	「おかやま・もったいない運動」の推進				49
	プラスチック3Rの推進				
	食品ロス削減の推進				
	循環資源マッチングシステムの利用促進	循環資源登録数(件、累計)	441	470	
一般廃棄物の3Rの推進 	循環型社会づくりに向けた処理システムの構築				50
	ごみの分別収集の徹底	一般廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	96.3 平成30(2018)年度	97	
	リサイクル関連法の周知・徹底				
産業廃棄物の3Rの推進 	排出事業者に対する指導・助言	産業廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	95.6 平成30(2018)年度	96	51
	リサイクル関連法の周知・徹底				
	3Rに関する広域ネットワークの形成				
	公共工事に係る廃棄物の再資源化	建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥)の再資源化率(%)	74.8~100	100	
	循環型社会形成推進モデル事業の推進				
廃棄物の適正処理の推進 	一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進				52
	産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導				
	PCB廃棄物の計画的な処理の推進				
	農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進	農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率(%)	15.6	40	
	産業廃棄物の広域的な移動に対する対応				
不法投棄等の根絶と環境美化の推進 	不法投棄等の防止と早期発見				53
	海ごみ対策の推進				
	地域の活動の促進				
災害廃棄物に対する備え 	円滑な処理体制づくり	災害廃棄物処理計画策定市町村数(市町村)	14	27	53

基本目標Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出

項目	重点プログラム	指標	現状 令和元(2019)年度	努力目標 令和6(2024)年度	本編 ページ
大気環境の保全 	工場・事業場対策の推進	工場・事業場の排ガス等基準適合率(%)	98	100	55
	大気汚染防止夏期対策の実施	オキシダント情報等メール配信登録者数(人、累計)	16,894	22,000	
	微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進	PM2.5環境基準達成率(%)	55.7 <small>平成29(2017)年度～ 令和元(2019)年度の 加重平均値</small>	85 <small>令和4(2022)年度～ 令和6(2024)年度の 加重平均値</small>	
	ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率(%)	72.8	80	
水環境の保全 	生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率(%)	87.3	92.1	56
	工場・事業場対策の推進	工場・事業場の排水基準適合率(%)	93.3	98	
児島湖水質保全対策の推進 	児島湖再生の推進	児島湖の水質目標値(COD:mg/L)	8.1 <small>平成29(2017)年度～ 令和元(2019)年度の 平均値</small>	7.2 <small>令和4(2022)年度～ 令和6(2024)年度の 平均値</small>	56
		児島湖流域下水道事業の推進	児島湖の環境用水の導入量(m³/s)	0	
瀬戸内海の保全と再生 	沿岸域の環境の保全、再生及び創出	自然海岸を活用した環境学習の回数(回)	5	5	57
	水質の保全及び管理				
	瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全				
	水産資源の持続的な利用の確保				
騒音・振動・悪臭の防止 	道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策				58
	騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定				
土壌・地下水 汚染の防止 	工場・事業場対策の推進				58
有害化学物質による環境汚染の防止 	有害大気汚染物質対策の推進	有害大気汚染物質等の環境基準及び指針値達成項目の割合(%)	93	100	59
	有害化学物質対策の推進				
	アスベスト対策の推進				
環境放射線の監視 	環境放射線の監視測定の実施				59

基本目標Ⅳ 自然と共生した社会の形成

項目	重点プログラム	指標	現状 令和元(2019)年度	努力目標 令和6(2024)年度	本編 ページ
自然公園等の保護と利用促進   	自然公園等の魅力向上に向けた取組	自然公園利用者数(万人)	1,100 平成30(2018)年度	1,210	61
	自然と調和した開発の指導				
野生生物の保護と適正な管理の推進   	レッドデータブックの充実と活用				62
	希少野生動植物の保護				
	鳥獣保護対策の推進				
	特定鳥獣保護・管理対策の推進				
	狩猟者の確保				
	外来生物に関する普及啓発等の推進				
自然とのふれあいの推進  	自然環境学習等の推進	自然保護センターの利用者数(人)	32,438	40,000	63
	自然とふれあえる体験の場や機会の充実	長距離自然歩道の利用者数(万人)	143 平成30(2018)年度	160	
		身近な自然体験プログラムの参加者数(人)	28,636 平成28(2016)年度～ 令和元(2019)年度の 平均値	30,000	
里地・里山の保全    	農地・農業用水等の保全				63
	都市と農村との交流推進	おかやま移住候補地体感ツアー(回)	2	2	
水とみどりに恵まれた環境の保全と創出  	森林の整備による快適な環境の保全	少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合(%)	96.6	100	64
	都市と近郊のみどりの創出				
	緑化推進体制の充実				
	全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成				

横断的な視点Ⅰ 環境の未来を支える担い手づくり

項目	重点プログラム	指標	現状 令和元(2019)年度	努力目標 令和6(2024)年度	本編 ページ
協働による環境保全活動の促進       	環境パートナーシップの形成促進				66
	地域課題解決ビジネスの支援				
	アダプト事業の推進				
	イベント等のエコ化の推進	グリーンイベント登録数(件)	17	30	
環境学習・環境教育の充実  	環境学習の機会の提供	環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数(人)	27,593	20,000以上	67
	子どもたちの環境活動への支援				
	スーパーエンバイロメントハイスクールの指定				
	環境学習指導者の育成・活用	環境学習指導者登録数(人、累計)	108	130	
景観の保全と創造 	景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化	景観行政団体の数(市町村)	9	12	68
	快適な生活環境の保全				

横断的な視点Ⅱ 環境の未来を創る経済振興

項目	重点プログラム	指標	現状 令和元(2019)年度	努力目標 令和6(2024)年度	本編 ページ
環境等関連分野の産業の振興     	中小企業の新エネルギー設備導入等の支援				70
	新エネルギー分野等に関する新技術等の研究開発の支援				
	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発				
	循環型産業クラスターの形成	循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組の数(件、累計)	40	55	
	木質バイオマスの活用推進				
	総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現				
環境と好循環した農林水産業の振興    	環境保全型農業の推進				71
	魅力ある林業の実現				
環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進   	環境マネジメントシステムの普及拡大	エコアクション21認証・登録事業者の数(事業者、累計)	110	130	71
	「岡山県エコ製品」の認定・周知	岡山県エコ製品の認定品目数(品目、累計)	372	380	
	「岡山エコ事業所」の認定・周知	岡山エコ事業所の認定件数(件、累計)	256	260	
環境に配慮した事業者の育成・拡大     	事業者による環境コミュニケーションの推進				72
	環境影響評価の適正な実施				
	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進	岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合(%)	95	100	

県民意見等の概要

●調査の概要

調査目的:次期岡山県環境基本計画の策定にあたり、県民等の環境保全に対する意識やニーズを同計画に反映させるため

調査地域:岡山県全域

調査対象:県民調査 18歳以上の県内居住者
事業所調査 従業員数30人以上の県内事業所

標本数:県民調査 2,500人
事業所調査 500社

調査方法:郵送配布-郵送回収

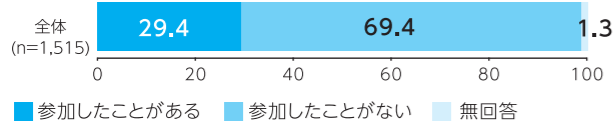
調査期間:令和2(2020)年5月~6月

有効回収数:県民調査1,515件
(有効回収率60.6%)
事業所調査245件
(有効回収率49.0%)

●県民調査

【環境学習や環境保全活動について】

◆過去3年間に環境保全活動に関する学習の場や活動に参加したことがある人は約3割



○「参加したことがある」人の参加した活動等の内容 ※上位3項目

- ・町内会や子ども会など定期的に地域で行う清掃や資源回収などの活動(78.0%)
- ・地域の美化や落書き消去などのボランティア活動(17.5%)
- ・環境保全に関するセミナー、講習会(12.8%)

○「参加したことがない」人の参加したことがない理由 ※上位3項目

- ・活動の時間を確保することが難しい(28.8%)
- ・団体に関する情報が不足している(23.9%)
- ・関心がない(17.4%)

【SDGsの認知度】

◆「SDGs」を知っている人は約16%、若い世代ほど認知度が高い

- ・よく知っている 3.1%(12.9%)
- ・少し知っている 12.4%(12.9%)
- ・あまり知らない 23.0%(9.7%)
- ・知らない 57.6%(64.5%)

※()内は18歳、19歳の回答率

【岡山県の取組状況について】

◆県が現在行っている環境に関する施策(下表の37項目)について、重要度は4つ、満足度は5つの選択肢から選択してもらった。

※重要度 ①重要である ②どちらかといえば重要である ③どちらかといえば重要でない ④重要でない
満足度 ①満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤不満
※表中「◎」は「①重要である」と「②どちらかといえば重要である」との回答が多かったもの上位3項目
同 「☆」は「①満足」と「②やや満足」との回答が多かったもの上位3項目

- 地球温暖化対策のための再生可能エネルギー(太陽光、水力、太陽熱、バイオマスなど)の導入促進
- 地球温暖化対策のための省エネルギーの推進
- 地球温暖化対策のためのフロン類対策
- 地球温暖化対策のための森づくり、都市の緑化推進
- 酸性雨対策
- 循環型社会に向けた意識の改革
- ★7. 廃棄物の3R(発生抑制、再利用、再生利用)
- 岡山県エコ製品の普及拡大
- ☆9. 廃棄物の適正処理の推進
- 食品ロスの削減
- ◎11. 海ごみ対策
12. 災害廃棄物対策
13. 自然公園等の適切な利用指導
14. 自然と調和した開発の指導
15. 希少野生動植物の保護
16. 野生鳥獣の保護管理
17. 外来動植物への対策
18. 自然とのふれあいの推進
19. 里地・里山の保全
20. 生物多様性の保全

21. 大気環境の保全

22. PM2.5対策

23. アスベスト(石綿)対策

☆◎24. 水環境の保全

◎25. 瀬戸内海の環境保全(透明度、水質、栄養塩の管理)

26. 騒音・振動の防止

27. 悪臭の防止

28. 土壌・地下水汚染対策

29. 有害化学物質対策

30. 環境放射線の監視

31. 協働による環境保全活動の促進

32. 環境学習の充実

33. 景観の保全と創造

34. 環境関連分野の研究開発支援

35. 環境に配慮した事業者の育成・拡大

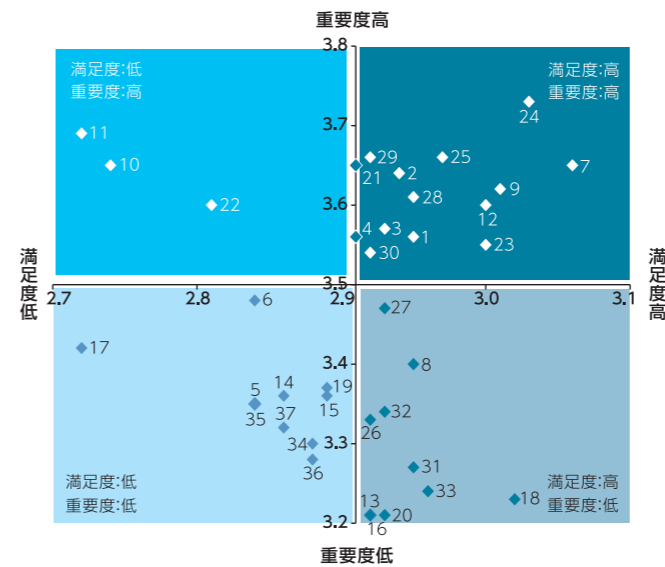
36. 環境影響評価の推進

37. 事業者との環境コミュニケーション

○重要度と満足度のクロス集計

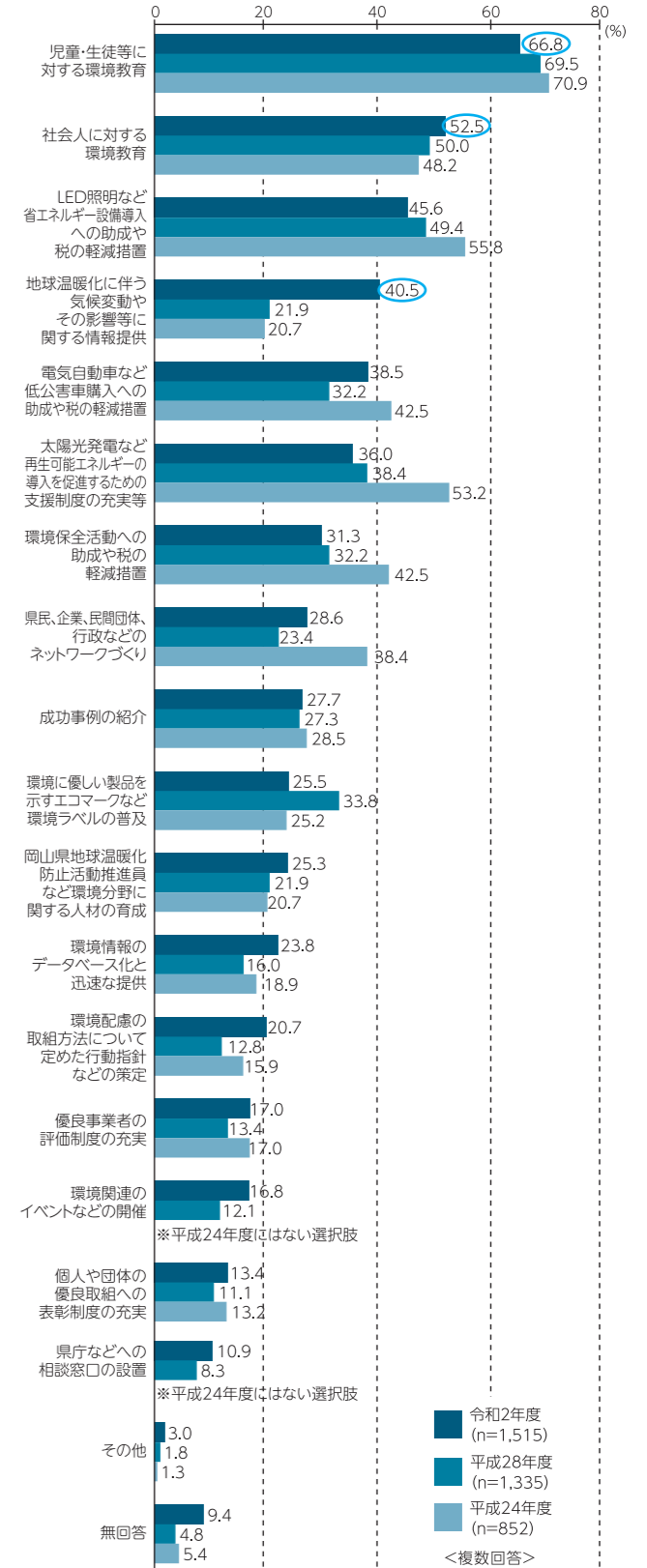
「重要度が高い」が「満足度が低い」施策などが、今後の検討課題

※重要度、満足度の回答をそれぞれ点数化(重要度、満足度ごとに全回答の平均点を算出)し、両者を重ね合わせた。



【行政に期待すること】

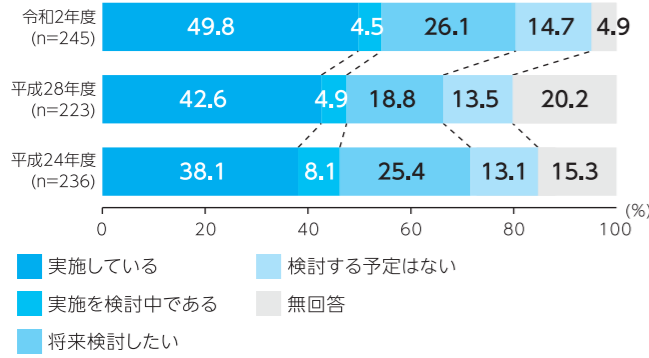
◆「環境教育」に期待する回答が多く、前回調査との比較では「社会人に対する環境教育」への期待が高まっている。また、「地球温暖化に伴う気候変動やその影響等に関する情報提供」との回答が、前回・前々回の調査から大幅に増加している。



●事業所調査

【環境保全に関する具体的な行動方針の設定と対策の実施】

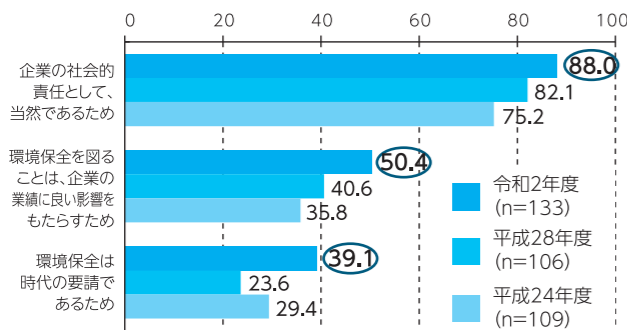
◆「実施している」と回答した事業所は約半数(49.8%)、前回調査との比較では7.2ポイントの増加



○「実施している」または「実施を検討中である」と回答した事業所の環境保全対策などの目的や動機

※3つ選択、上位3項目

- 企業の社会的責任として、当然であるため(88.0%)
- 環境保全を図ることは、企業の業績に良い影響をもたらすため(50.4%)
- 環境保全は時代の要請であるため(39.1%)



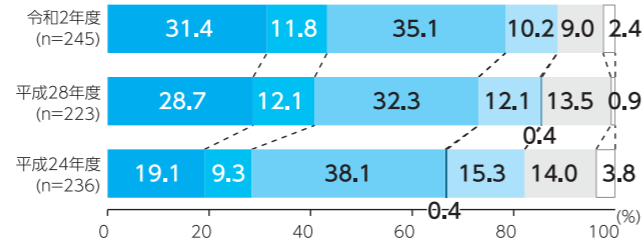
○環境に配慮した取組の実施状況

※上位5項目(半数以上の事業所が実施していると回答した取組)

- 節電、節水などの省エネ推進(81.6%)
- クールビズ・ウォームビズの取組(78.8%)
- 廃棄物、古紙などのリサイクルの推進(76.3%)
- 省エネ機器・設備の導入(53.9%)
- グリーン購入の実施や再生紙・再生品の使用(50.6%)

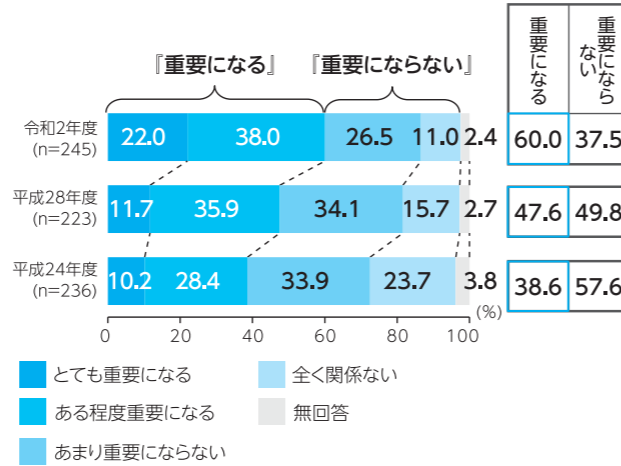
【環境保全への取組と事業収益との関係】

◆「環境保全は事業収益にも有効である」との回答は増加、「環境保全と事業収益とは関係がない」との回答は減少



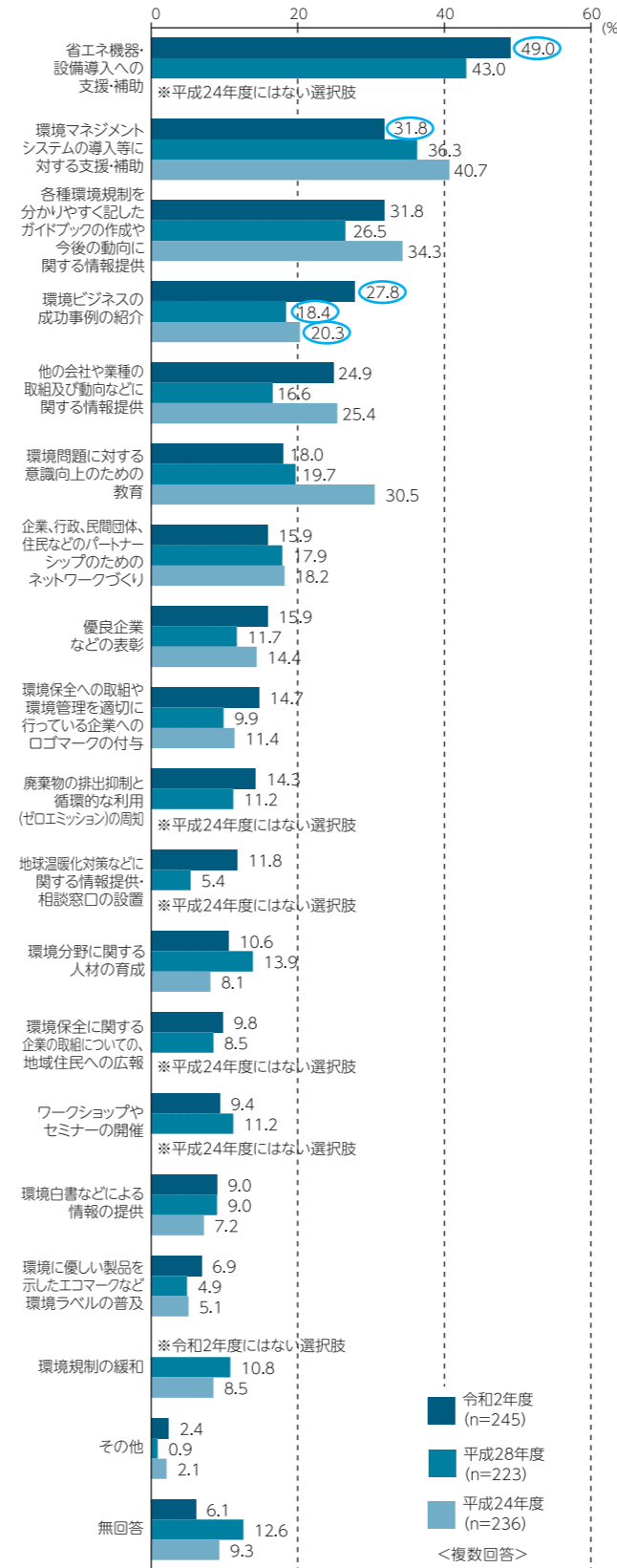
【環境ビジネスの重要性】

◆環境ビジネスが今後の経営にとって『重要になる』と回答した事業所は6割であり、前回調査から12.4ポイント増加



【環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること】

◆「設備・システム導入への支援・補助」に期待する回答が多く、前回調査との比較では「省エネ機器・設備導入に対する支援・補助」への期待が高まっている。また、「環境ビジネスの成功事例の紹介」との回答が、前回・前々回の調査から増加している。

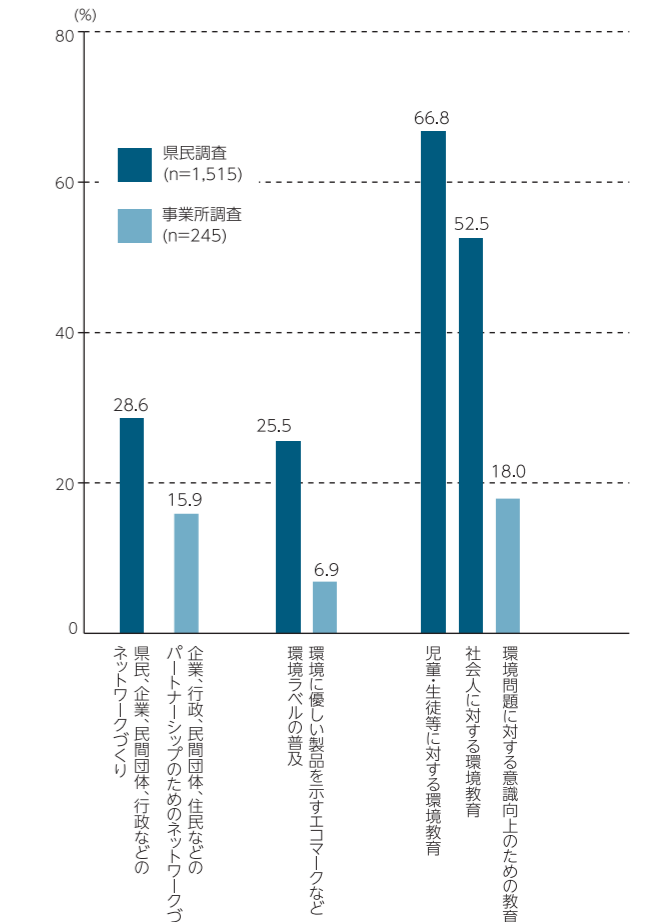


●県民調査と事業所調査の比較

【「環境保全推進のために行政に期待すること」のうち、県民調査、事業所調査に共通する項目】

(選択肢への回答状況の比較)

◆「ネットワークづくり」は12.7ポイント、「環境ラベルの普及」は18.6ポイント、「環境教育」は30.0ポイント以上県民調査が事業所調査を大幅に上回っている。



平成八年十月一日
岡山県条例第三十号

岡山県環境基本条例をここに公布する。
岡山県環境基本条例

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針(第九条)
第二節 岡山県環境基本計画(第十条)
第三節 県が講ずる環境の保全のための施策等(第十一条―第二十二条)
第四節 地球環境保全及び国際協力の推進(第二十三条・第二十四条)
第三章 岡山県環境審議会への提言(第二十五条―第二十七条)
第四章 雑則(第二十八条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第九条第一号及び第十三条第四項において同じ。))に係る被害が生ずることをいう。
(基本理念)
第三条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。
2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。
3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他

の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第二十三条において同じ。))は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。
(県の責務)
第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。))のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、基本理念のっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。
(市町村の責務)
第五条 市町村は、基本理念のっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 市町村は、基本理念のっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。
(事業者の責務)
第六条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2 事業者は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
(県民の責務)
第七条 県民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念のっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
(岡山県環境白書)
第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第九条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念ののっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。
一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 岡山県環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。))を定めなければならない。
2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定による岡山県環境審議会(第二十五条及び第二十七条において「審議会」という。))の意見を聴かななければならない。
5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(平二〇条例一・一部改正)

第三節 県が講ずる環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)
第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境影響評価の推進)
第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
(規制の措置)
第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における

土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
(誘導的措置)
第十四条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。))を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)
第十五条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。
2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(快適な環境の創造)
第十六条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。
(資源の循環的利用等の推進)
第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。
(環境の保全に関する教育、学習等)
第十八条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
第十九条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。))が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
第二十条 県は、第十八条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保

全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第二十一条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 地球環境保全及び国際協力の推進

(地球環境保全の推進)

第二十三条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第二十四条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第三章 岡山県環境審議会への提言

(平二〇条例一・改称)

(環境の保全に関する提言)

第二十五条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者(以下この条及び第二十七条において「知事等」という。)の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

一 県内に住所を有する者

二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者

四 県内に存する学校に在学する者

五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

(平二〇条例一・一部改正)

(適用除外)

第二十六条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づき不服申立てを行っている事項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十五条第一項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第二百四十二条第一項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第二百二十四条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令(告示を含む。)の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項

(平二八条例一・一部改正)

(提言及び調査審議の手続)

第二十七条 第二十五条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの(以下この条において「提言者」という。)に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

(平二〇条例一・一部改正)

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成二〇年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。